

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 宮川 省三
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 燃料購入に係る単価契約
- 2 給油場所 受注者の販売所(旧秩父郡大滝村又は旧秩父郡荒川村に所在する販売所に限る。)、荒川ダム総合管理所、滝沢ダム管理所又は担当職員が指示する場所
- 3 契約期間 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで
- 4 内 容 等 別添「仕様書」等のとおり。

上記について、下記により見積合わせを行うので入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出すること。

記

- 1 現場説明 実施しない。
- 2 見積書等
 - 1) 様式等 別紙様式を使用し、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印すること。ただし、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載をすることにより、押印を省略することができる。
 - 2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)の方法による。
 - 3) 提出期限 令和6年3月26日 12:00まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所
TEL: 0494-23-1431 FAX: 0494-23-7912
メールアドレス: nyukei_arakawa@water.go.jp
 - 5) 担当者 荒川ダム総合管理所総務課 小林
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は、令和6年3月28日 12:00までとする。
 - 7) その他 ① 見積価格は、レギュラーガソリン及び軽油の単価を見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する単価を見積書に記載すること。なお、軽油については、軽油取引税を含んだ単価を見積書に記載すること。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできない。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできない。
- 3 見積結果 見積結果は、原則として、見積書の提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに電子メール又はFAXで通知する。
- 4 そ の 他
 - 1) 見積単価は、見積書作成時点の単価とすること。
 - 2) 契約期間において単価が変更となる場合には、変更を求めることができる。
 - 3) 代金の支払いについては、毎月の給油実績に応じて請求することができる。
 - 4) 単価契約の詳細については、「燃料購入に係る単価契約書」のとおり。

令和6年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 宮川 省三 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

見積書
(件名) 燃料購入に係る単価契約

単位：円

品名・規格	単位	単価（税抜）	備考
レギュラーガソリン	ℓ		
軽油	ℓ		軽油取引税を含む。

上記の金額により見積もり致します。

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

令和6年度

燃料購入に係る単価契約

仕様書

令和6年3月

独立行政法人水資源機構

荒川ダム総合管理所

1 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所（以下「機構」という。）が発注する「燃料購入に係る単価契約」に適用する。

2 目 的

本件は、機構が保有・管理する、車両、船舶及び予備発電設備に対する給油を行うため、レギュラーガソリン及び軽油の単価契約を行うものである。

3 給油場所

受注者の販売所（旧秩父郡大滝村又は旧秩父郡荒川村に所在する販売所に限る。）、荒川ダム総合管理所、滝沢ダム管理所又は担当職員が指示する場所

4 契約期間

令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

5 予定数量

契約期間中（2年間）の予定数量は、以下のとおり。ただし、使用実績に基づく参考値であり、確約した数量ではない。

（1）レギュラーガソリン 1, 800 L

（2）軽油 2, 000 L

6 そ の 他

本仕様書に記載のない事項については、機構と協議するものとする。

燃料購入に係る単価契約書

- 1 品名・規格及び
契約単価等 別表のとおり
- 2 給油場所 受注者の販売所、荒川ダム総合管理所、滝沢ダム管理所又は担当職員が指示する場所
- 3 契約期間 自 令和6年5月1日
至 令和8年4月30日

上記燃料の購入について、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、別添の条項により単価契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年5月1日

発注者 埼玉県秩父市荒川久那4041
独立行政法人水資源機構分任契約職
荒川ダム総合管理所長 〇〇 〇〇

受注者

(総則)

第1条 受注者は、発注者の依頼する燃料を別表「燃料単価表」に基づき、受注者の販売所又は発注者の指定する場所で給油するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、予め、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(給油の方法等)

第4条 受注者の販売所で給油する場合は、受注者が定めた方法により給油するものとし、発注者が指定した場所で給油する場合は、予め、発注者が指定した数量を給油するものとする。

2 受注者は、給油した数量等について、その都度納品書を発行し、発注者の署名による確認を受けるものとする。

(代金の支払)

第5条 受注者は、給油数量を当該月毎にとりまとめ、当該月分に係る代金の支払請求書及び明細表(以下「請求書等」という。)を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項による適正な請求書等を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(価格の変更)

第6条 発注者又は受注者は、物価の変動、その他正当な事由により契約単価が不相当となったと認められる場合には、相手方に対して書面をもって契約単価の変更を求めることができる。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

一 受注者が、理由なく給油に応じないとき又は燃料の納入を著しく遅滞させたとき。

二 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに給油する込みがないと明らかに認められたとき。

三 受注者が、正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき。

四 受注者が、発注者の承認を受けないで契約の履行を第三者に譲渡又は委託したとき。

2 発注者は、前各号により損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(その他)

第8条 この契約書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

別表

燃料単価表

単位：円（税抜き）

品名・規格	単位	単価	備考
レギュラーガソリン	L		
軽油	L		軽油引取税を含む。